

「身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号」改正案（視覚障害抜粋）

障害程度等級表 現行

級 別	視 覚 障 害
1 級	両眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、 <u>きょう正視力</u> について測ったものをいう。以下同じ。）の <u>和</u> が 0.01 以下のもの
2 級	1 <u>両眼の視力の和が 0.02 以上 0.04 以下のもの</u> 2 <u>両眼の視野がそれぞれ 10 度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が 95 パーセント以上のもの</u>
3 級	1 <u>両眼の視力の和が 0.05 以上 0.08 以下のもの</u> 2 <u>両眼の視野がそれぞれ 10 度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が 90 パーセント以上のもの</u>
4 級	1 <u>両眼の視力の和が 0.09 以上 0.12 以下のもの</u> 2 <u>両眼の視野がそれぞれ 10 度以内のもの</u>
5 級	1 <u>両眼の視力の和が 0.13 以上 0.2 以下のもの</u> 2 <u>両眼による視野の 2 分の 1 以上が欠けているもの</u>
6 級	<u>一眼の視力が 0.02 以下、他眼の視力が 0.6 以下のもので、両眼の視力の和が 0.2 を超えるもの</u>

障害程度等級表 見直し案

級 別	視 覚 障 害
1 級	<u>良い方</u> の眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、 <u>矯正</u> 視力について測ったものをいう。以下同じ。）が 0.01 以下のもの
2 級	1 <u>良い方の眼の視力が 0.02 以上 0.03 以下のもの</u> 2 <u>良い方の眼の視力が 0.04 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの</u> 3 <u>視野角度（I / 4 視標による）の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度（I / 2 視標による）が 28 度以下のもの</u> 4 <u>両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの</u>
3 級	1 <u>良い方の眼の視力が 0.04 以上 0.07 以下のもの（2 級の 2 を除く。）</u> 2 <u>良い方の眼の視力が 0.08 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの</u> 3 <u>視野角度（I / 4 視標による）の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度（I / 2 視標による）が 56 度以下のもの</u> 4 <u>両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの</u>
4 級	1 <u>良い方の眼の視力が 0.08 以上 0.1 以下のもの（3 級の 2 を除く。）</u> 2 <u>視野角度（I / 4 視標による）の総和が左右眼それぞれ 80 度以下のもの</u> 3 <u>両眼開放視認点数が 70 点以下のもの</u>
5 級	1 <u>良い方の眼の視力が 0.2 かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの</u> 2 <u>両眼による視野の 2 分の 1 以上が欠けているもの</u> 3 <u>両眼中心視野角度（I / 2 視標による）が 56 度以下のもの</u> 4 <u>両眼開放視認点数が 70 点を超えかつ 100 点以下のもの</u> 5 <u>両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの</u>
6 級	<u>良い方の眼の視力が 0.3 以上 0.6 以下かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの</u>